

鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

次のように改める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年鹿沼市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 157.5」に改める。

第 2 条 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改める。

第 4 条第 2 項中「100 分の 157.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。